

町立学校及び幼稚園におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する要綱

岬町教育委員会

（目的）

- 第1条 この要綱は、良好な就学環境の実現並びに教職員等の利益の保護及びその能率の発揮を目的として、児童・生徒及び教職員等の学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 「セクシュアル・ハラスメント」とは、学校及び園における就学、就労等の関係においてなされる相手方の意に反する性的な言動で、行為者本人が意図すると否とにかかわらず、相手方を不快にさせる性的な言動をいう。
 - (2) 「セクシュアル・ハラスメント」に起因する問題とは、児童・生徒及び教職員等がセクシュアル・ハラスメントのため、就学、職場環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して、教職員等が勤務条件につき不利益を受けることをいう。
 - (3) 「教職員等」とは、別表第1に掲げる者をいう。
 - (4) 「職場」とは、教職員等がその職務に従事する場所をいい、出張先、その他教職員等が通常勤務する場所以外の場所においても、実質的に職場と同様の状況にある場所を含むものとする。

（教育委員会の責務）

- 第3条 教育委員会は、当該町立学校及び園の教職員等に対し、この要綱の周知・徹底を図らなければならない。
- 2 教育委員会は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、当該町立学校及び園の教職員等に対し、必要な研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

（校長及び園長の責務）

- 第4条 校長及び園長は、児童・生徒及び教職員等がその能率を充分発揮できるような就学、職場環境を確保するため、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対処しなければならない。
- (1) 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、教職員等の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
 - (2) 教職員等の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること。

（教職員等の責務）

- 第5条 教職員等は、セクシュアル・ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、就学環境及び職場環境に及ぼす影響を十分認識し、防止に努めなければならない。

（相談窓口）

- 第6条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、教育委員会、学校及び園において相談窓口を設置し、相談担当者を配置するものとする。
- 2 相談担当者は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
 - 3 相談窓口においては、セクシュアル・ハラスメントによる直接の被害を受けた教職員等、児童・生徒及び保護者からだけでなく、他の者からの苦情相談にも対応するものとする。
 - 4 相談担当者は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事

者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。

- 5 相談担当者は、苦情相談の内容を相談整理簿（別記様式）に記録するとともに、次長及び校長又は園長に報告するものとする。
- 6 次長及び校長又は園長は、前項の報告を受けた場合、速やかに次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事実関係の調査及び確認を行うこと。
 - (2) 関係者に対する必要な指導、助言等を行うこと。
- 7 次長は、苦情相談の内容又は苦情相談に係る解決の程度から判断して必要と認めるときは、次条に規定する苦情処理委員会の開催を要請するものとする。

（苦情処理委員会）

- 第7条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対し適切かつ効果的に対応するため、次のとおり苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (1) 委員会は、教育長を委員長とし、別表第3に掲げる者を委員として組織する。
 - (2) 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
 - (3) 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。
- 2 委員会は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談のうち、前条第7項の規定により委員会の開催を要請された事案について、関係者から事情の聴取を行い、その対応措置を審議し、関係者に対して必要な指導助言及び調整を行うものとする。
 - 3 委員長は、必要な場合には委員以外の者に調査を依頼することができる。
 - 4 前項の調査を依頼された者は、委員長の指示に基づいて事案の調査を行い、その経過及び結果について委員会において報告する。
 - 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（対応措置）

- 第8条 岬町教育委員会（服務監督権者）は、委員会による事実関係の調査の結果、セクシュアル・ハラスメントの事実が確認された場合、加害者の教職員等及び所属長に対し、必要に応じた措置を講ずるものとする。

（プライバシーの保護等）

- 第9条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に関与した相談担当者、委員等は関係者のプライバシーの保護に留意し、苦情相談を通じて知り得た秘密を厳守するとともに、関係者が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

- 第10条 教職員等、児童・生徒及び保護者は、苦情相談の申出を行ったこと又は証言を行ったことで不利益な取扱いを受けない。

（委任）

- 第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

別表第1

校長、幼稚園長、教頭、主任、教諭、幼稚園教諭、養護教諭、事務職員、技師、講師、臨時講師、非常勤講師、非常勤(若年)特別嘱託員、校務員、調理員、用務員、町費臨時雇用員、町費嘱託員、英語指導助手（ALT）、スクールカウンセラー、
--

別表第2

【学 校】	校園長、校園長が指名した者
【教育委員会】	学校教育課長、指導課長、指導課参事、学校教育課長が指名した者

別表第3

(1) 教育次長	(2) 学校教育課長
(3) 指導課長	(4) 教育次長が指名した者

相 談 整 理 簿

相談日時	午前・午後 時 分から 年 月 日（ ）					
	午前・午後 時 分まで					
相談者氏名		性別		年齢・学年		
所 属 校	訪問・電話・その他（ ）					
相談方法						
相談場所						
相談員氏名						
相談内容（詳細については、別途添付すること） 						
対応・結果 						